

# 地域包括ケア病床のご案内

令和2年7月より【地域包括ケア病床】を開設いたしました。

## 地域包括ケア病床とは

急性期治療を経過し、症状が安定した患者様に対して、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床です。(2階一般病棟内8床)

一般病棟で症状が安定すると退院をしていただく事となっています。しかし、在宅等での療養に不安があり、もう少しの入院治療で在宅あるいは介護施設に復帰できる患者様のために、安心して退院していただけるよう支援していきます。

## どんな場合に入院となるのか？

一般病棟より地域包括ケア病床へ転床していただく場合は、主治医が判断し患者様とご家族様に提案し地域包括ケア病床へ移動、継続入院となります。

入院期間は、状態に応じ調整いたしますが、保険診療上最大60日までとなります。

- \* 急性期治療が終了したが、しばらく経過観察が必要な方
- \* 在宅療養復帰・社会復帰に向けてリハビリテーションが必要な方
- \* 在宅復帰のために療養準備が必要な方
- \* 在宅・介護施設等で療養している人で症状が急性増悪した人や、集中治療の必要はないが入院が必要な方
- \* レスパイト(介護をする人の事情で短期的に入院すること)が必要な方
- \* 施設や次の移動先が決まっているが、それまでの期間が「待機」の方 など



## 入院費について

- \* 地域包括ケア病床へ入院された場合、入院費の計算方法は一般病棟とは異なり【地域包括ケア入院医療管理料4】を算定いたします。
- \* 入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・画像診断料・入院基本料のほとんどの費用が含まれています。(一部例外あり)
- \* 食事・おむつ代など保険診療対象外は別途料金がかかります。
- \* 治療内容によっては、一般病棟より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。
- \* テレビの視聴は有料となります。テレビカードのご購入をお願いいたします。

## 留意点

病状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転床(変更)する場合があります。

